

# 沖縄県地域防災計画（平成25年3月修正）（抜粋）

## 第2編 地震・津波編

### 第1章 災害予防計画

#### 第2節 地震・津波に強いまちづくり

##### 第3款 建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

##### 1 建築物の耐震化の促進（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、教育委員会、市町村）

県は、「沖縄県耐震改修促進計画」に掲げた耐震化目標（平成27年度までに、住宅及び特定建築物90%、県有施設100%）を達成するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、建築物所有者や市町村への支援策等を推進するとともに、推進に必要な体制や制度の整備、計画の進捗管理を行う。

市町村は、「沖縄県耐震改修促進計画」に準じて、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

##### 2 ブロック塀対策（実施主体：土木建築部、市町村）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本県の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

###### (1) 調査及び改修指導

市町村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

###### (2) 指導及び普及啓発

県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。